

○佐賀県警察広域緊急援助隊の設置に関する訓令

平成7年8月23日

本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、他の都道府県において大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、被害の拡大を防止し、又は阻止するために、当該都道府県公安委員会からの援助要求に基づき出動し、災害警備活動を行う佐賀県警察広域緊急援助隊(以下「援助隊」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本訓令において、大規模災害とは、最大震度6弱以上の地震その他の大規模な災害をいう。

(設置、編成等)

第3条 佐賀県警察に援助隊を置く。

2 援助隊は、警備部隊、交通部隊及び刑事部隊をもって編成し、部隊の構成、人員等は別に定める。

(警備部隊の班編成及び任務)

第4条 警備部隊は、次に掲げる班により活動し、災害発生後72時間をめどとして、その任務を行うものとする。

(1) 先行情報班

被災地等に直ちに先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるものとする。

(2) 救出救助班

速やかに被災地等に赴き、被災者の救出救助、避難誘導等に当たるものとする。

(3) 隊本部班

食料・飲料水等の管理及び配布、広報、被災地を管轄する都道府県警察(以下「被災県警察」という。)との連絡、調整その他警備部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たるものとする。

(交通部隊の班編成及び任務)

第4条の2 交通部隊は、次に掲げる班により活動し、災害発生後1週間をめどとして、その任務を行うものとする。

(1) 先行情報班

交通対策班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報の収集及び報告に当たるものとする。

(2) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たるものとする。

(3) 管理班

食料・飲料水等の調達及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災県警察との連絡、調整その他交通部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たるものとする。

(刑事部隊の班編制)

第4条の3 刑事部隊は、次に掲げる班により活動し、災害発生後72時間をめどとして、その任務を行うものとする。

(1) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たるものとする。

(2) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置場所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、被災県警察の災害警備本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携し、遺族等に対する安否情報の提供に当たるものとする。

(隊員の指定等)

第5条 援助隊の隊員は、次の各号に掲げる要件を満たした者の中から適任者を所属長が推薦し、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものとする。

(1) 体力、気力に優れ、旺盛な士気を有する者

(2) 警備部隊員は、レスキューの技能を有する者又はこれに準ずる技能を有する者

(3) 交通部隊員は、高度の運転技能を有する者

(4) 刑事部隊員は、検視等についての必要な知識及び技能を有する者並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する者

2 人事異動等により隊員の指定を変更する必要がある場合は、速やかに、その手続きを執るものとする。

(派遣時の措置)

第6条 本部長は、援助要求を受けたときは、警察庁又は九州管区警察局長の指示、調整に基づき、速やかに援助隊を当該都道府県へ出動させるものとする。

2 警備部隊のうち、先行情報の収集活動及び救出救助活動を行う隊員で先発出動を指示さ

れた者は、可能な限り警察航空機を利用して当該都道府県に出動するものとする。ただし、夜間、荒天又は被災地との地理的關係等により、警察航空機による出動が困難な場合は、警察車両、船舶等を利用するなど、最も短時間で到着できる旅行手段によるものとする。

3 上記以外の隊員は、装備、派遣人員、被災地の地理的条件等を考慮して、最も適した旅行手段によるものとする。

(服装)

第7条 隊員の服装は、警備部隊にあつては災害活動服、交通部隊にあつては交通乗車服、刑事部隊にあつては私服（作業服を含む。）とする。ただし、別に指定された場合は、この限りではない。

(教養訓練)

第8条 機動隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び捜査第一課長は、援助隊員の活動に必要な招集訓練、出動訓練、救出救助訓練等を随時行い、災害警備活動能力の維持・向上を図るものとする。

(隊務の処理)

第9条 援助隊の事務は、警備部警備第二課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成7年8月23日から施行する。

附 則（平成8年10月1日本部訓令第14号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月10日本部訓令第1号）

この訓令は、平成9年1月10日から施行する。

附 則（平成13年8月24日本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年8月24日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。